

# 利用料金表【特別養護老人ホーム だて緑風園】

## 1 サービス費

内訳		要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5	
保険	(A) サービス基本料金	1日	6,520 円	7,200 円	7,930 円	8,620 円	9,290 円	
自己負担	1割負担	(B) A×0.10	1日	652 円	720 円	793 円	862 円	929 円
		(C) B×30	30日	19,560 円	21,600 円	23,790 円	25,860 円	27,870 円
	2割負担	1日	1,304 円	1,440 円	1,586 円	1,724 円	1,858 円	
	3割負担	1日	1,956 円	2,160 円	2,379 円	2,586 円	2,787 円	

## 2 食事代

1日料金 (経管含む)	低所得者負担限度額			一般	基準費用額
	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階以上	
1日	300 円	390 円	650 円	1,500 円	1日 1,392 円
30日	9,000 円	11,700 円	19,500 円	45,000 円	

※介護報酬改定に伴い、基準費用額が変更される予定です。  
(令和3年8月より 1,445円)

## 3 居住費

ユニット型個室	低所得者負担限度額			一般	基準費用額
	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階以上	
1日	820 円	820 円	1,310 円	1,970 円	1日 2,006 円
30日	24,600 円	24,600 円	39,300 円	59,100 円	

## 4 加算

加算	1割負担	加算条件等
初期加算	30 円/日	入所日から30日以内の期間。30日以上入居後の再入所も同様
日常生活継続支援加算Ⅱ	46 円/日	新規入居者の割合等が一定数以上等、介護福祉士の有資格者を一定数以上配置している場合
夜勤職員配置加算Ⅱ(ロ)	18 円/日	夜勤帯に介護職員・看護職員が基準数より1人分以上上回る場合
看護体制加算Ⅰ(ロ)	4 円/日	常勤の看護師を1名以上配置している場合
看護体制加算Ⅱ(ロ)	8 円/日	看護職員を基準数以上配置しており、24時間の連携体制を確保している場合
自立支援促進加算【新設】	300 円/月	入所時に医師が自立支援のために特に必要な医学的評価をし、必要に応じて各職種スタッフが共同してケアを実施し、医学的評価の結果等を厚生労働省に提出、情報を活用している場合
科学的介護推進体制加算Ⅰ【新設】	40 円/月	入所者ごとの基本情報(ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他心身の状況等)を厚生労働省に提出し、データベースを活用してサービス計画を確認するなど、PDCAサイクルを推進してケアの質を向上させる取り組みをしている場合
科学的介護推進体制加算Ⅱ【新設】	50 円/月	加算Ⅰの要件に加え、疾病の状況等の情報も厚生労働省に提出している場合
ADL維持等加算Ⅰ【新設】	30 円/月	評価対象入所者が一定数以上であり、入所者のADL情報を厚生労働省へ提出し、初月のADL値や要介護認定の状況等に応じて調整式で得られた入所者の調査済ADL利得が、1以上の場合
ADL維持等加算Ⅱ【新設】	60 円/月	加算Ⅰの要件を満たし、かつ調整式で得られた入所者の調査済ADL利得が2以上の場合
個別機能訓練加算Ⅰ	12 円/日	常勤専従の機能訓練指導員等が個別機能訓練計画に基づき機能訓練を行っている場合
個別機能訓練加算Ⅱ【新設】	20 円/月	加算Ⅰを算定しており、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合
栄養マネジメント強化加算【新設】	11 円/日	栄養マネジメントを行い、低栄養状態のリスクの高低に応じて適切なケアを定期的実施(医師、管理栄養士、看護師等の協力が必要、食事の観察は週3回以上)。情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理のために必要な情報を活用している場合
療養食加算	6 円/回	療養食を提供した場合/1日3回まで
経口移行加算	28 円/日	各職種スタッフで協力し、経口摂取に移行するための計画作成、栄養管理を実施した場合/180日以内
経口維持加算Ⅰ	400 円/月	各職種スタッフで協力し、摂食障害がある等により経口維持計画を作成し栄養管理を行った場合等
経口維持加算Ⅱ	100 円/月	加算Ⅰを算定しており、食事摂取のための会議に医師等が参加した場合等
口腔衛生管理加算Ⅰ	90 円/月	歯科医師や歯科衛生士が介護職員に対して1回以上指導を行い、口腔ケア計画を作成し、歯科医師指示のもと歯科衛生士が口腔ケアを月2回以上行った場合
口腔衛生管理加算Ⅱ【新設】	110 円/月	加算Ⅰの要件に加え、口腔衛生管理に係る情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用している場合
褥瘡マネジメント加算Ⅰ【新設】	3 円/月	褥瘡予防のために計画的に管理した場合/評価、計画を少なくとも3ヵ月に1回見直す
褥瘡マネジメント加算Ⅱ【新設】	13 円/月	加算Ⅰの要件を満たし、入所時評価で褥瘡発生リスクがあるとされた入所者に褥瘡発生がない場合
排泄支援加算Ⅰ【新設】	10 円/月	医師または看護師が入所時等に評価し、その評価結果等を厚生労働省に提出し、当該情報等を活用した場合
排泄支援加算Ⅱ【新設】	15 円/月	加算Ⅰに加え、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善、悪化がない、またはおむつ使用ありから使用なしに改善している場合
排泄支援加算Ⅲ【新設】	20 円/月	加算Ⅰに加え、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善、悪化がない、かつおむつ使用ありから使用なしに改善している場合
外泊時費用	246 円/日	病院等へ入院した場合及び、居宅などへ外泊を認めた場合
看取り介護加算Ⅰ【新設】	72 円/日	看取り介護の体制ができていて、死亡日以前31日以上45日以下に加算
看取り介護加算Ⅰ	144 円/日	看取り介護の体制ができていて、死亡日以前4日以上30日以下に加算
看取り介護加算Ⅰ	680 円/日	看取り介護の体制ができていて、死亡の前日又は前々日に加算
看取り介護加算Ⅰ	1280 円/日	看取り介護の体制ができていて、死亡日に加算
安全対策体制加算【新設】	20 円/回	外部研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合
サービス提供体制強化加算Ⅰ【新設】	22 円/日	介護福祉士80%以上、勤続10年以上介護福祉士35%以上、サービスの質の向上に資する取組を実施
サービス提供体制強化加算Ⅱ【新設】	18 円/日	介護福祉士60%以上
サービス提供体制強化加算Ⅲ【新設】	6 円/日	介護福祉士50%以上、常勤職員75%以上、勤続7年以上30%以上
介護職員処遇改善加算Ⅱ	1 回/月	算定したユニット型サービス費と加算を合わせた単位数の1000分の60
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	1 回/月	算定したユニット型サービス費と加算を合わせた単位数の1000分の27
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	1 回/月	算定したユニット型サービス費と加算を合わせた単位数の1000分の23

※負担割合が2割の方(または3割の方)は、2(または3)を乗じた金額になります。

※その他の日常生活費用は実費負担をお願い致します。

利用料金合計 = 1 + 2 + 3 + 4 (該当するもののみ)

令和2年7月作成  
令和3年4月1日更新